

議案第 15 号

令和 7 年 9 月刈谷市議会定例会提出議案（令和 7 年度刈谷市教育費 9 月補正予算、教育委員会教育長の選任、教育委員会委員の選任、条例の一部改正）に関する意見の聴取について

令和 7 年 9 月刈谷市議会定例会提出議案（令和 7 年度刈谷市教育費 9 月補正予算、教育委員会教育長の選任、教育委員会委員の選任、条例の一部改正）に関する意見の聴取については別紙のとおりであり、意見を求める。

令和 7 年 8 月 19 日提出

刈谷市教育委員会教育長 金 原 宏

提案理由

この案を提出したのは、刈谷市教育委員会所管事務専行規則第 2 条第 1 項第 10 号の規定により必要があるからである。

令和7年度刈谷市教育費9月補正予算(案)

【歳出】

(単位：千円)

科 目	補 正 額	事 業 等 内 容
10款 教育費		
1項 教育総務費	89,120	
3目 教育指導費	89,120	修学旅行費補助事業 89,120 ・修学旅行費補助金 89,120
3項 中学校費	500	
1目 学校管理費	500	管理用備品等整備事業 500 ・消耗品費 138 ・管理用備品購入費 362
5項 社会教育費	50	
4目 図書館費	50	図書等購入事業 50 ・図書購入費 50
6項 保健体育費	2,325	
2目 体育振興費	1,613	かきつばたマラソン大会開催事業 288 ・競技用備品購入費 288 アジア・アジアパラ競技大会開催事業 1,325 ・業務委託料 1,325
3目 体育施設管理費	712	学校開放事務費事業 712 ・競技用備品購入費 712
補正額合計	91,995	
10款教育費 補正額合計	91,995	補正後 10款教育費 10,153,172

補正後 一般会計予算額 75,924,206

予算額構成比 13.4 %

修学旅行費補助事業（新規）

担当 学校教育課

（直通 62-1035、内線 2561）

事業費

89,120 千円（10 款 1 項 3 目） ※繰越明許費の設定

事業の概要

保護者の経済的負担の軽減を図るため、修学旅行に係る費用を補助する。

(1) 対象者

- ア 市内の小中学校及び市内在住で刈谷特別支援学校（小・中学部）に通う児童生徒
- イ 市内在住で市外の特別支援学校に通う児童生徒

(2) 補助額

- ア 小学校・小学部 児童 1 人当たり上限 20,000 円
- イ 中学校・中学部 生徒 1 人当たり上限 40,000 円

**アジア・アジアパラ競技大会開催事業（拡充）**

担当 アジア・アジアパラ競技大会推進室

（直通 95-0015、内線 2661）

事業費

拡充分 1,325 千円（10 款 6 項 2 目）

総事業費 8,223 千円

特定財源 県支出金 875 千円

諸収入 450 千円

事業の概要

アジア・アジアパラ競技大会の機運醸成を図るため各種取組を行う。

(1) 市内小中学校及び特別支援学校におけるアジア諸国研究活動

児童生徒が異文化理解を深めるため、授業でアジア諸国の研究活動を行う。

(2) アジア・アジアパラ競技大会啓発のための万燈製作

刈谷市の伝統文化の魅力を発信しながら大会を盛り上げるため、アジアを題材に取り入れた万燈を製作し、大会関連イベント等で活用する。



同意第 号

教育委員会教育長の選任について

教育委員会教育長に次の者を選任するものとする。

令和 7 年 9 月 3 日提出

刈谷市長 稲垣 武

住所 愛知県

氏名 生年月日 年 月 日

提案理由

この案を提出したのは、教育長を選任するに当たり地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により議会の同意を得る必要があるからである。

氏名等省略

同意第 号

教育委員会委員の選任について

教育委員会委員に次の者を選任するものとする。

令和7年9月3日提出

刈谷市長 稲垣 武

住所 愛知県

氏名 生年月日 年 月 日

提案理由

この案を提出したのは、委員を選任するに当たり地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を得る必要があるからである。

氏名等省略

議案第 号

刈谷市体育施設条例の一部改正について

刈谷市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 3 日提出

刈谷市長 稲 垣 武

刈谷市体育施設条例の一部を改正する条例

刈谷市体育施設条例（昭和 44 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「規定する指定管理者」の次に「(以下「指定管理者」という。)」を加える。

別表第 4 中	「	全点灯 30 分までごとに	4,260	を	「	全点灯 30 分までごとに
		4 分の 3 点灯 30 分までごとに	3,520			2 分の 1 点灯 30 分までごとに
		2 分の 1 点灯 30 分までごとに	2,660			4 分の 1 点灯 30 分までごとに
	」				」	

3,500
2,200
1,450

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の刈谷市体育施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料から適用する。

提案理由

この案を提出したのは、照明設備の LED 化に伴い必要があるからである。

新旧対照表

議案第 15 号関係資料

○刈谷市体育施設条例

新

(使用料又は利用料金)

第6条 略

2 前項の規定にかかわらず、体育施設の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる場合は、ウェーブスタジアム刈谷の個人利用料金並びにウィングアリーナ刈谷のプール、トレーニングルーム、キッズルーム及びランニングコースの利用料金の額は、別表第3備考第8号及び別表第5（その2）に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

3～4 略

別表第4 刈谷球場等附帯設備使用料（第6条関係）

区分		内容	金額	
照明設備	刈谷球場	全点灯30分までごとに	4,260円	
		2分の1点灯30分までごとに	2,660	
	小垣江グラウンド	30分までごとに	1,700	
	井ヶ谷グラウンド	30分までごとに	1,700	
	双葉グラウンド（1面につき）	30分までごとに	1,270	
	ウェーブスタジアム刈谷	全点灯30分までごとに	3,500	
		2分の1点灯30分までごとに	2,200	
		4分の1点灯30分までごとに	1,450	
	グリーングラウンド刈谷	人工芝コート	30分までごとに	1,270

旧

(使用料又は利用料金)

第6条 略

2 前項の規定にかかわらず、体育施設の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせる場合は、ウェーブスタジアム刈谷の個人利用料金並びにウィングアリーナ刈谷のプール、トレーニングルーム、キッズルーム及びランニングコースの利用料金の額は、別表第3備考第8号及び別表第5（その2）に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

3～4 略

別表第4 刈谷球場等附帯設備使用料（第6条関係）

区分		内容	金額	
照明設備	刈谷球場	全点灯30分までごとに	4,260円	
		2分の1点灯30分までごとに	2,660	
	小垣江グラウンド	30分までごとに	1,700	
	井ヶ谷グラウンド	30分までごとに	1,700	
	双葉グラウンド（1面につき）	30分までごとに	1,270	
	ウェーブスタジアム刈谷	全点灯30分までごとに	4,260	
		4分の3点灯30分までごとに	3,520	
		2分の1点灯30分までごとに	2,660	
	グリーングラウンド刈谷	人工芝コート	30分までごとに	1,270

新					旧				
表示設備	刈谷球場	全面表示	午前	3,050	表示設備	刈谷球場	全面表示	午前	3,050
			午後	3,050				午後	3,050
			夜間	3,050				夜間	3,050
			全日	9,170				全日	9,170
		得点判定表示 （全面表示を利用する場合を除く。）	午前	1,010			得点判定表示 （全面表示を利用する場合を除く。）	午前	1,010
			午後	1,010				午後	1,010
			夜間	1,010				夜間	1,010
			全日	3,050				全日	3,050
		スピード表示 （全面表示を利用する場合を除く。）	午前	500			スピード表示 （全面表示を利用する場合を除く。）	午前	500
			午後	500				午後	500
			夜間	500				夜間	500
			全日	1,520				全日	1,520
	ウェーブスタジアム刈谷	午前	3,650	ウェーブスタジアム刈谷		午前	3,650		
		午後	3,850			午後	3,850		
		夜間	3,650			夜間	3,650		
		全日	11,100			全日	11,100		
	放送設備	午前	1,520	放送設備		午前	1,520		
		午後	1,520			午後	1,520		
		夜間	1,520			夜間	1,520		
		全日	4,580			全日	4,580		
ピッチングマシン（1台につき）	午前	710	ピッチングマシン（1台につき）	午前	710				
	午後	710		午後	710				
	夜間	710		夜間	710				
	全日	2,130		全日	2,130				
備考 略					備考 略				